水路譲渡に伴う事務手続きの流れ

2025.4.1

	申請者	河川流域管理課／財政局	主な必要書類／留意事項
事前調査依頼（約２か月）	事前相談 事前調査依頼 事前調査（現場調査） 事前調査回答書受理	事前調査依頼受理 土木事務所等へ照会 事前調査回答書作成 事前調査回答書交付	【必要書類】事前調査依頼書、公図、案内図、全部事項証明書、現場写真等 ・事前調査にあたり、境界調査が必要となる場合があります。 ・公共下水道管が埋設されている場合、下水道河川局管路保全課(045-671-2832)へ照会して下さい。
水路変更申請準備	譲渡に係る条件の充足 隣接地承諾書等の取得 境界調査図等の作成・補正、謄本申請 測量、登記用図面作成 その他必要書類の作成		・水路敷に公共下水道管が敷設されている場合、下水道河川局管轄保全課に対し必要な協議、申請を行います。 ・隣接地承諾書は実印押印・印鑑証明書が必要です。 ・境界調査申請は各区土木事務所へ、道路台帳作成・補正は道路局道路調査課（045-671-2774）へ申請して下さい。
水路変更申請（約２か月）	水路変更申請	水路変更申請受理 内部決裁・水路用途廃止 表題登記 保存登記 財政局へ引継ぎ	【必要書類】水路変更申請書、登記用図面、不動産調査報告書、隣接地所有者承諾書、道水路等境界調査図（補正後）、境界調査図謄本等
契約（約２か月）	【財】譲渡契約	【財】価格算定・契約準備 【財】所有権移転登記	・担当：財政局ファシリティマネジメント推進課(045-671-2263) ・譲渡価格の目安は、その地区の標準的な宅地価格（地価公示価格等を参考）の概ね半額程度（平米単価）です。 ・水路敷に公共下水道管等が埋設されている場合、地上権設定を行う場合があります。

横浜市下水道河川局河川流域管理課　権限移譲・資産管理担当(045-671-2856)